



山形県公報

令和2年11月20日(金)
第157号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……1153
- 地域森林計画の変更の案の縦覧……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 育種母樹林の指定……………(同) ……1154
- 育種母樹林の指定解除……………(同) ……1155
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(最上総合支庁総務課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……1156
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……1161
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1162
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……同

告 示

山形県告示第790号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
鶴子六沢土地改良区
- 2 事務所の所在地
尾花沢市大字六沢285番地
- 3 認可年月日
令和2年11月11日

山形県告示第791号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 森林計画区の名 称
 - (1) 最上村山森林計画区
 - (2) 置賜森林計画区
 - (3) 庄内森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所及び期間
 - (1) 場所 農林水産部森林ノミクス推進課及び1の森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課

(2) 期間 令和2年11月20日から同年12月15日まで

3 その他

1の森林計画区に係る地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

山形県告示第792号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により、育種母樹林を次のとおり指定する。

令和2年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定番号 | 種 別 | 樹 種 | 所 在 場 所 | 本数 (本) | 面積 (ha) | 所 有 者 等 | |
|------|---------------|-----|---|-----------|------------|--------------|-----|
| | | | | | | 住 所 | 名 称 |
| R2-1 | 育種母樹林 (採種) | すぎ | 鶴岡市羽黒町手向字中台8番11 (山形耐雪2018ミニチュア採種園) | 270 | 0.06 | 山形市松波二丁目8番1号 | 山形県 |
| R2-2 | 同 | 同 | 鶴岡市羽黒町手向字執行坂17番11 (山形少花粉2018ミニチュア採種園) | 98 | 0.02 | 同 | 同 |
| R2-3 | 同 | 同 | 鶴岡市羽黒町手向字中台8番11 (山形耐雪2019ミニチュア採種園) | 150 | 0.04 | 同 | 同 |
| R2-4 | 同 | 同 | 鶴岡市羽黒町手向字執行坂17番11 (山形少花粉2019Aミニチュア採種園) | 98 | 0.02 | 同 | 同 |
| R2-5 | 同 | 同 | 鶴岡市羽黒町手向字中台8番11 (山形少花粉2019Bミニチュア採種園) | 120 | 同 | 同 | 同 |
| R2-6 | 同 | 同 | 同 (山形少花粉2020Aミニチュア採種園) | 225 | 0.05 | 同 | 同 |
| R2-7 | 同 | 同 | 同 (山形少花粉2020Bミニチュア採種園) | 300 | 0.07 | 同 | 同 |
| R2-8 | 同 | 同 | 同 (山形特定母樹2020ミニチュア採種園) | 180 | 0.04 | 同 | 同 |
| R2-9 | 同 | 同 | 鶴岡市羽黒町手向字院主南1番11 (山形無花粉2020ミニチュア採種園) | 85 | 0.02 | 同 | 同 |

山形県告示第793号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第9条第1項の規定により、次の育種母樹林の指定を解除する。

令和2年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定番号 | 種 別 | 樹 種 | 所 在 場 所 | 本数 (本) | 面積 (ha) | 所 有 者 等 | |
|-------|--------------------|-----|--|-----------|------------|------------------|-----|
| | | | | | | 住 所 | 名 称 |
| H22-4 | 育 種 母樹林 (採種) | す ぎ | 鶴岡市羽黒町手向字中 台8番11 (山形耐雪2010ミニ チュア採種園) | 264 | 0.07 | 山形市松波二丁 目8番1号 | 山形県 |
| H25-2 | 同 | 同 | 同 (山形耐雪2012ミニ チュア採種園) | 270 | 0.06 | 同 | 同 |
| H29-4 | 同 | 同 | 鶴岡市羽黒町手向字執 行坂17番11 (山形無花粉2016ミニ チュア採種園) | 48 | 0.01 | 同 | 同 |

山形県告示第794号

次の開発行為は、完了した。

令和2年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和2年10月14日 指令村総建第214号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東根市神町南一丁目9726番1、9765番の一部、9736番2、9817番、神町南三丁目9670番290、9670番293、9088番64、9088番104
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東根市中央一丁目1番1号 東根市長 土田 正剛

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和2年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
令和2年10月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人田舎体験塾つのかわの里
 - (2) 代表者の氏名
安食 捷雄
 - (3) 主たる事務所の所在地
最上郡戸沢村大字角川481番1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、本当に豊かに生きるための知恵や技術を次世代に伝えるため、農山村の自然や文化を守り、交流人口の拡大や地域の振興を図ることを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称 | 所在地 | 規格 | | 公募戸数 | 区分 | 家賃 | | | | | | 摘要 | |
|------------------|--------------------|------|---------------------------|------|------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|-----|
| | | 住宅形式 | 1戸当たり 住戸専用品積 平方メートル | | | 収入が 104,000円 以下の者 | 収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者 | 収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者 | 収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者 | 収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者 | 収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 | | |
| 県営鈴川第2ア パート1号 | 山形市鈴川町三 丁目18-48 | 3K | 44.4 | 1 | 一般用 | 11,800 | 13,600 | 15,600 | 17,600 | 19,600 | 19,600 | 3月分 の家賃 に相当 する額 | 单身可 |
| 同 | 同 | 同 | 44.4 | 1 | 同 | 11,800 | 13,600 | 15,600 | 17,600 | 19,600 | 19,600 | | |
| 同 3号 | 同 17-25 | 同 | 44.4 | 1 | 同 | 12,000 | 13,900 | 15,900 | 17,900 | 19,600 | 19,600 | | 单身可 |
| 同 4号 | 同 17-22 | 同 | 44.4 | 1 | 同 | 12,000 | 13,900 | 15,900 | 17,900 | 19,600 | 19,600 | | |
| 同 | 同 | 同 | 44.4 | 1 | 同 | 12,000 | 13,900 | 15,900 | 17,900 | 19,600 | 19,600 | | 单身可 |
| 同 5号 | 同 17-17 | 同 | 44.4 | 1 | 特定目的用 (高齢者専用) | 12,200 | 14,100 | 16,100 | 18,200 | 19,000 | 19,000 | | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 44.4 | 2 | 一般用 | 12,200 | 14,100 | 16,100 | 18,200 | 19,000 | 19,000 | | |
| 同 五十鈴アパ ート1号 | 同 大野目二 丁目2-52 | 同 | 51.2 | 2 | 同 | 14,600 | 16,900 | 19,300 | 21,700 | 24,900 | 26,200 | | 单身可 |
| 同 | 同 | 同 | 51.2 | 5 | 同 | 14,600 | 16,900 | 19,300 | 21,700 | 24,900 | 26,200 | | |
| 同 3号 | 同 2-46 | 同 | 51.2 | 1 | 同 | 14,600 | 16,900 | 19,300 | 21,700 | 24,900 | 26,200 | | |
| 同 | 同 | 同 | 51.2 | 1 | 同 | 14,600 | 16,900 | 19,300 | 21,700 | 24,900 | 26,200 | | 单身可 |
| 同 馬見ヶ崎ア パート2号 | 同 円心寺町 21-26 | 3DK | 59.3 | 1 | 同 | 17,600 | 20,300 | 23,200 | 26,200 | 30,000 | 34,600 | | |
| 同 宮町アパー ート1号 | 同 宮町二丁 目8-23 | 同 | 66.5 | 1 | 同 | 21,900 | 25,300 | 28,900 | 32,600 | 37,300 | 43,000 | | 单身可 |
| 同 深町アパー ート2号 | 同 深町一丁 目7-37 | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 22,100 | 25,500 | 29,100 | 32,800 | 37,500 | 43,300 | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|----------------------|-----|------|---|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 深町アパー ト3号 | 同 深町一丁 目7-27 | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 22,100 | 25,500 | 29,100 | 32,800 | 37,500 | 43,300 | |
| 同 東山住宅 | 同 大字十文 字6106 | 同 | 70.9 | 1 | 特定目的用 (身障者用) | 26,800 | 31,000 | 35,400 | 39,900 | 45,600 | 52,700 | |
| 同 土屋倉アパ ー1号 | 同 山市美咲町二 丁目3 | 同 | 51.8 | 1 | 一般用 | 12,500 | 14,500 | 16,600 | 18,700 | 21,400 | 24,700 | |
| 同 3号 | 同 | 同 | 53.7 | 1 | 同 | 13,600 | 15,700 | 18,000 | 20,300 | 23,200 | 26,700 | 单身可 |
| 同 金生アパー ト | 同 金生一丁 目13-13 | 3K | 44.4 | 1 | 同 | 10,400 | 12,100 | 13,800 | 14,700 | 14,700 | 14,700 | 同 |
| 同 鷲ヶ袋アパ ー1号 | 同 旭町二丁 目7-1 | 3DK | 54.6 | 1 | 同 | 13,200 | 15,200 | 17,400 | 19,600 | 22,400 | 25,900 | |
| 同 日光アパー ト2号 | 同 天童市北久野本 四丁目14-2 | 同 | 62.9 | 1 | 同 | 21,600 | 25,000 | 28,600 | 32,200 | 36,800 | 42,500 | |
| 同 3号 | 同 14-3 | 2DK | 55.5 | 1 | 同 | 19,300 | 22,300 | 25,500 | 28,800 | 32,900 | 38,000 | 单身可 |
| 同 4号 | 同 14-4 | 3DK | 62.9 | 1 | 同 | 22,100 | 25,500 | 29,200 | 33,000 | 37,700 | 43,500 | 同 |
| 同 交り江アパ ー1号 | 同 交り江五 丁目10-1 | 同 | 62.8 | 1 | 同 | 17,100 | 19,700 | 22,500 | 25,400 | 29,000 | 33,500 | |
| 同 天童駅西ア パー1号 | 同 駅西二丁 目2-27 | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 19,000 | 22,000 | 25,100 | 28,300 | 32,400 | 37,400 | 单身可 |
| 同 2号 | 同 2-30 | 同 | 61.0 | 1 | 同 | 18,100 | 20,900 | 23,900 | 26,900 | 30,800 | 35,500 | |
| 同 3号 | 同 2-31 | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 19,300 | 22,300 | 25,500 | 28,800 | 32,900 | 37,900 | |
| 同 近江アパー ト1号 | 同 東村山郡山辺町 近江1-1 | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 | |
| 同 2号 | 同 | 同 | 64.6 | 1 | 同 | 19,500 | 22,500 | 25,800 | 29,100 | 33,200 | 38,300 | |
| 同 3号 | 同 | 同 | 64.6 | 2 | 同 | 19,500 | 22,500 | 25,800 | 29,100 | 33,200 | 38,300 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------|-------------------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 中原アパー ト1号 | 同 中山町大 字長崎881-2 | 同 | 69.4 | 2 | 同 | 22,800 | 26,300 | 30,100 | 33,900 | 38,800 | 44,800 | |
| 同 2号 | 同 | 同 | 69.4 | 1 | 同 | 23,000 | 26,600 | 30,400 | 34,300 | 39,200 | 45,200 | |
| 同 | 同 | 同 | 69.4 | 1 | 同 | 23,000 | 26,600 | 30,400 | 34,300 | 39,200 | 45,200 | 单身可 |
| 同 南寒河江ア パート1号 | 寒河江市大字高 屋字西浦100- 5 | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 16,800 | 19,400 | 22,200 | 25,100 | 28,700 | 33,100 | |
| 同 2号 | 同 | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 17,100 | 19,700 | 22,600 | 25,500 | 29,100 | 33,600 | |
| 同 | 同 | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,100 | 29,800 | 34,400 | 单身可 |
| 同 左沢アパー ト | 西村山郡大江町 大字藤田264- 3 | 同 | 59.3 | 2 | 同 | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,100 | |
| 同 楯岡アパー ト | 村山市楯岡笛田 四丁目6-23 | 同 | 54.6 | 1 | 同 | 12,800 | 14,700 | 16,900 | 19,000 | 21,700 | 25,100 | 单身可 |
| 同 | 同 | 同 | 54.6 | 1 | 同 | 12,800 | 14,700 | 16,900 | 19,000 | 21,700 | 25,100 | |
| 同 楯岡中町ア パート | 同 楯岡中町 5-1 | 同 | 63.7 | 1 | 同 | 19,900 | 22,900 | 26,200 | 29,600 | 33,800 | 39,000 | 单身可 |
| 同 東根中央ア パート1号 | 東根市中央四丁 目3-2 | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 18,600 | 21,500 | 24,600 | 27,800 | 31,700 | 36,600 | |
| 同 2号 | 同 | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 19,400 | 22,400 | 25,600 | 28,900 | 33,000 | 38,100 | |
| 同 大石田アパ ート | 北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157 | 同 | 59.4 | 1 | 同 | 14,200 | 16,400 | 18,800 | 21,200 | 24,200 | 28,000 | |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

(3) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年12月2日から 同月8日までの午前10時から午後6時まで（月曜日を除く。）

ただし、郵送の場合は、令和2年12月8日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 令和3年2月1日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) ロータリ除雪車2.6メートル、290キロワット級 1台
(2) ロータリ除雪車2.6メートル、220キロワット級 1台
(3) ロータリ除雪車2.2メートル級 1台
(4) ロータリ除雪車2.2メートル級（スイングオーガ装置付き） 2台
(5) 除雪ドーザ14トン級（両サイドシャッター付き） 2台
(6) 除雪ドーザ11トン級（両サイドシャッター付き） 3台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723

3 落札者を決定した日 令和2年7月9日

4 落札者の名称及び所在地

1の(1)から(6)までのそれぞれについて次のとおり。

- (1) 昭和建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
(2) 寒河江重車輜株式会社 寒河江市大字西根字中川原110番地の1
(3) 寒河江重車輜株式会社 寒河江市大字西根字中川原110番地の1
(4) 昭和建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
(5) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192
(6) 日本キャタピラー合同会社山形営業所 天童市石鳥居二丁目1番91号

5 落札金額

1の(1)から(6)までのそれぞれについて次のとおり。

- (1) 62,150,000円
(2) 47,740,000円
(3) 42,790,000円
(4) 95,260,000円
(5) 41,470,000円
(6) 51,205,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和2年5月29日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

ノート型パソコン及びデスクトップ型パソコン 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2721

- 3 落札者を決定した日 令和2年7月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社管理システム山形本部 山形市松栄二丁目2番1号
- 5 落札金額 38,170,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和2年6月9日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
微生物分類同定分析装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724
- 3 落札者を決定した日 令和2年10月19日
- 4 落札者の名称及び所在地
サカタ理化学株式会社 鶴岡市余慶町6番38号
- 5 落札金額 41,778,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和2年9月8日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県病院事業管理者から、令和2年8月31日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和2年11月20日

山形県監査委員 小 野 幸 作
 山形県監査委員 木 村 忠 三
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 | 措 置 の 内 容 |
|---------------|-----------------------------|---|
| 消防救急課 | 関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。 | 予算要求及び予算成立時並びに年度当初において、防災危機管理課及び消防救急課並びに消防学校の担当者間で執行権限を含め年間予算執行計画、会計事務等について確認打合せを行うこととした。 また、各部署の事務処理において執行権限をチェックする項目を設け、再発防止を図った。 |
| 村山総合支庁保健福祉環境部 | 支出事務が適切でないものがある。 | 定例的に支出が必要な案件と支出予定月の一覧表を作成し、担当内で共有した。その一覧表に担当者が支出票起票時に支出日・支出額等を入力し、月初めに上司が入力状況確認をして支払の遅延や漏れを防止することとした。 また、財務会計システムでの支払日設定ミスを防止するため、支払日の自動表示機能を使用することとし、あわせて決裁において確認を徹底した。 |

| | | |
|----------------------|--|---|
| <p>置賜総合支庁保健福祉環境部</p> | <p>支出事務が適切でないものがある。</p> | <p>請求書の受理遅延防止のため、業務委託契約書上に請求書の提出が必要である旨明記した。</p> <p>支払遅延防止のため、契約・支出事務及び業務委託依頼などの一連の業務について進行管理表を作成し、一箇月を超えても請求書の提出がない場合は請求書の提出を催促することとした。</p> |
| <p>庄内総合支庁建設部</p> | <p>収入の調定が適切でないものがある。</p> | <p>年度末時点での占用台帳の未整理が遅延の原因であるため、占用許可申請があった時点で、速やかな台帳への必要項目の入力を徹底するとともに、7月と12月に道路占用事務担当者2名で、相互に台帳の入力確認を行う方法に改めた。</p> <p>また、台帳整理が滞ることの無いよう、毎週一回の係ミーティングを徹底し、申請処理状況を把握したうえ、担当者の事務負担が偏らないよう課内で業務の割振りを調整し、年度当初から速やかな調定を行うこととした。</p> <p>是正を要すると認められる事項については、指摘を受けた所属に限らず、庁内の各所属へ周知し、再発の防止に努めた。</p> |
| <p>最上総合支庁総務企画部</p> | <p>前年度会計の監査において注意された事項について、措置又は改善を行っていないものがある。</p> | <p>今回の指摘を受けて、以下のとおり再発防止策を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支出関係の文書と他の文書を分けて回付し、確実に期限到来前に処理できるようにする。具体的には、支払期限のある支出票や支出何兼支出票は専用箱に入れることにし、決裁時に他の文書と混同しないようにする。 ・ 財務システムの処理期限まで余裕をもって1週間前までに起案する。 ・ 担当内の他の職員は、毎日財務システムで処理期限の迫っている支出票がないか確認する。 |
| <p>新庄病院</p> | <p>支出事務が適切でないものがある。</p> | <p>支払遅延を防止するため、病院内で支出関係書類の管理方法の見直しと職員間の情報共有により、支払漏れにならない体制を構築することとした。</p> <p>また、病院事業局の「指摘事項等再発防止事例集」に誤りの原因や再発防止策などを掲載し、病院事業局全体で原因の共有化を図り、他の病院での再発防止に努める。</p> |

令和2年11月20日印刷
令和2年11月20日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県